

『社会関連会計研究』編集委員会規則

2005年5月10日施行

2019年11月2日改訂

- 第1条 日本社会関連会計学会に『社会関連会計研究』編集委員会(以下「編集委員会」という)を置く。
- 第2条 編集委員会は、『社会関連会計研究』の編集および発行に関する業務を行う。
- 第3条 編集委員会は、編集委員長1名、副編集委員長1名、他7名程度の編集委員をもって組織する。編集委員は、理事会の承認を経て、理事のうちから会長が委嘱する。
- 第4条 編集委員長、副編集委員長および編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第5条 編集委員長は、編集委員会を代表し、その業務を総括する。
- 2 編集委員長は、編集会議を招集し、その議長となる。
- 3 編集委員長に事故のあるときは、副編集委員長がその職務を代行する。
- 第6条 編集委員は、第7条に定める審議事項の決定にもとづき、編集および発行に関する業務を分担して、その実務にあたる。
- 第7条 編集会議における審議事項は次のとおりとする。
- 一 『社会関連会計研究』について、編集および発行の方針を定めること。
 - 二 募集すべき原稿の提出期限、収集方法等を定めること。
 - 三 提出された原稿(研究論文)については査読者を定め、査読結果の報告を受けてその原稿の取り扱いを決めること。
 - 四 『社会関連会計研究』に掲載する原稿を予定し、調整の上決定すること。
 - 五 印刷所へ発注する原稿の取りまとめと、印刷仕様・印刷部数・発注・校正・納品の日程・印刷費見積等について確認すること。
 - 六 その他『社会関連会計研究』の編集および発行に関すること。
- 第8条 この規則に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、編集委員会が定める。